

第3章 環境を保全・活用・継承するための 施策と目標



(上から) 海鳥センター職員による環境教育、天売ネコの譲渡会

第3章 環境を保全・活用・継承するための 施策と目標

第2章で整理された考え方をもとに、羽幌町のめざす環境づくりに取り組む上で必要な基本方針を定めました。この基本方針をもとに基本施策を設定し、今後のめざす環境づくりを推進していくものとします。

基本方針Ⅰ：コミュニケーションを土台にした合意形成

(Ⅰ) 情報の提供

町では、平成9年4月より環境省と共に北海道海鳥センターを共同運営しており、羽幌町の環境に関する窓口の中心として情報提供等を行っています。

町民や事業者が環境について共通認識を持てるよう、情報・交流の窓口を運用します。

目標

- ・環境に関する情報や交流事業の案内等の窓口として北海道海鳥センターを運用し、各主体の間の合意形成を目指します。

各主体の取り組み

住民 ・環境に関する情報交換を行い、交流事業等に参加します。

町 ・環境に関する情報交換や交流事業等を開催します。
・町の広報等からも環境に関する情報の提供を行うなど、情報発信元の多様化を図ります。



(2) 人づくりの場と機会をつくり住民間の連携をつくる

環境意識を持ち、自ら考え行動することのできる町民を増やしていくために、地域や家庭、学校、事業所、各団体など多くの場で、環境保全活動を広げることのできる人材を育てていくことが必要です。

また、環境意識を持つ町民を増やしていくためには、環境について幅広い知識を身に付けるとともに、環境や生態系について町民や学生、事業者が学び、連携して活動できる多様な場と機会が必要です。

目標

- ・住民が集える場やボランティアセンターの充実により活動の場を広げ、環境保全の活動を展開できる人材の育成を図ります。
- ・ボランティア団体や個人が集う機会の創出を支援し、住民間の連携を強化します。

各主体の取り組み

住民

- ・各活動に参加し、お互いにボランティア参加への呼びかけを行うことで、町民活動の輪を広げ、活動の活性化・活発化を図ります。

町

- ・既存のボランティアセンターでの町民活動の支援および周知を継続します。
- ・住民組織と連携したイベントの活動を行います。
- ・活動を広く町民に周知し、参加を促します。
- ・今後の活動の担い手の育成を図ります。



基本方針2：自然に学び自然のしくみを再認識し自然と共に暮らす地域づくりを推進する

(1) 海鳥を守る

ウミガラス（オロロン鳥）を代表とする海鳥は羽幌町のシンボルであり、また守らなければならない貴重な地球の仲間であり、さらに羽幌町の重要な観光資源でもあります。

北海道海鳥センターを中心として行政、民間団体、個人が保護活動を進めていますが、町民一人ひとりが自分の生活の延長線上に海鳥をはじめとした生態系があることを認識・理解し、行政や団体だけではなく、町民や事業者が生態系に影響を与えない生活を考えなければなりません。

また、前述のとおり海鳥は重要な観光資源であるため、それらの生態に影響の少ない観光を継続しなければなりません。

目標

- ・北海道海鳥センターを活用し、海鳥の実態や保護活動の状況の周知を図ります。
- ・家庭でのペットは、海鳥などの野生生物に影響の少ない飼い方をめざします。
- ・行政や観光事業者・漁業者・海鳥研究者等が協力して、海鳥や野生生物に影響の少ない観光や漁業のあり方を研究し、海鳥の交通事故死や混獲等を未然に防ぎます。

各主体の取り組み

- | | |
|-----|---|
| 住民 | ・ペットの飼い方等について地域で話し合い、マナーを遵守します。 |
| 事業者 | ・海鳥や野生生物に影響の少ない観光・事業のあり方の研究や取組みを継続します。 |
| 観光客 | ・行政・事業者等の指示に従い海鳥や野生生物に影響の少ない観光を行います。 |
| 町 | ・町民や観光事業者・漁業者・海鳥研究者・行政等が話し合える場と機会づくりを進めます。
・天売島ネコ飼養条例に基づき、天売島内での飼い猫の適正な飼養を推進します。 |

(2) 自然林を守る

羽幌町の観光をウミガラス（オロロン鳥）と二分する焼尻の自然林は、原始の姿を今なお残す森として観光客に非常に人気があります。

しかし近年、上層林のミズナラの拡大、老木や立ち枯れ・倒木のオンコ（イチイ）が増加し天然更新が進まないなど、多くの問題を抱えています。その解決のためには、必要以上に手を加えないことに留意しながら、最小限の育成補助作業等で焼尻の自然林を守らなければなりません。

海鳥と同じように焼尻の自然林は離島観光の目玉でもあります。植物の生息のために、町民、町、事業者が連携しながら保護を進めなければなりません。

目標

- ・ 必要最小限で有効性の高い方法の推進により、自然林を良好な状態に保ちます。

各主体の取り組み

住民 ・ 自然林の維持に必要な最小限の育成補助作業に協力します。

事業者 ・ 自然林の維持に必要な最小限の育成補助作業に協力します。

観光客 ・ 自然林や野生生物に影響の少ない観光を行います。

- 町**
- ・ 地域住民や団体と連携し、自然林の維持に必要な最小限の育成補助作業を行います。
 - ・ 子ども向けの自然林の保全に関する環境教育を行います。
 - ・ 毒蛾や害虫の駆除は自然林に影響のない薬品等を使用します。



(3) その他の生き物を守る

町内には海鳥や自然林のように貴重な観光資源もありますが、ほかにも貴重な動植物が数多く存在しています。

しかし、一部の希少種は、その生息地が限られると考えられることから、今後は詳細な実態調査を行った上で保護を図る必要があります。

近年、アライグマをはじめとした外来の小動物による農業被害が問題となっており、このまま生息域が拡大すると、生態系がかく乱されるなど、生物多様性に影響を及ぼす恐れがあるため、対策を行う必要があります。

また、捨てられたペットが野生化し、在来種を駆逐するようなことがないように、飼い主は無責任な飼い方を厳に慎む必要があります。

目標

- ・身近な環境の動植物実態調査を行い保護の必要な種を見極め、生息環境等の向上を図ります。

各主体の取り組み

- 住民**
- ・動植物の実態調査や保護等に協力します。
 - ・家庭でのペットは、飼い主が責任を持って飼います。
 - ・野生生物に餌を与えないなど、共生のバランスを崩さないような行動を進めます。
 - ・動植物の実態調査や保護等に協力します。

- 事業者**
- ・まちなかの植栽の保全を進めます。

- 町**
- ・地域住民や団体等の実態調査・保護活動等を支援します。
 - ・ペットの適正な飼育やマナー向上を図るため、講習会を実施します。
 - ・生態系のバランスを壊さないため、外来種対策を行います。
 - ・農業や家屋に被害を及ぼしている特定外来種対策を継続します。



(4) 森の保全・活用・創出

私たちの暮らしは、森・川・海の自然環境と人の住む里とのつながりが発揮する恵みによって支えられています。

とりわけ森は、羽幌町の面積の約9割を占め、私たちの暮らしのみならず治山や生態系の保全など、多面的な機能を担っていますが、過去には山林が荒れていたために、降雨による表土の流出により土砂を含んだ濁流が羽幌川や築別川に流れ込み、大きな被害が出たこともありました。

このことを教訓とし、現在は必要に応じた植林や伐採を計画的に実施しています。

このように計画的に事業を実施することにより、自然の循環が促され、森里川海のとつながりと質が良好な状態が維持されます。

今後も計画的に事業を実施し、維持管理を継続していく必要があります。

一方、市街地の周りには多くの林や森がありますが、依然として人が立ち入ることの出来る散策路等の整備がされておらず、林や森と気軽にふれあうことが出来ません。そこで、身近なところから山林までの植林や山の活用を通して自然の回復と活用を図り、町民の潤いの場をつくる必要があります。

目標

- ・ 森里川海のとつながりについて、その意義の認識を広めます。
- ・ 森林の実態を町民に周知し、植樹を推進します。
- ・ 緑の回廊・遊歩道等の整備を行い、町民の潤いの場をつくりま

各主体の取り組み

- 住民**
- ・ 自然の循環を学び、植樹等に参加・協力します。
 - ・ 遊歩道等の整備に協力します。

- 事業者**
- ・ 山林等の活用について、協力します。

- 町**
- ・ 環境団体や事業者と連携し、自然の循環を学ぶ機会づくりを行います。
 - ・ 森林の実態を広く町民に明らかにし、保護の必要性の周知を進めます。
 - ・ 学校林、町有林等の維持管理を継続します。

(5) 川の保全・活用

1 生活雑排水…台所や風呂場からの排水。

福寿川や羽幌川・築別川などは、平成14年に供用が開始された公共下水道の整備が進み、現在では普及率が84.0%となり、生活雑排水¹による悪影響は軽減されつつありますが、依然として家庭からの生活雑排水が流入するほか、工場・事業所からの排水、農業排水が入り込み、昔のように川魚を取ったり、川の中で遊ぶことが出来るきれいな川には程遠い状況です。特に河川に未処理のまま放流されている生活雑排水については、排水量・汚濁負荷が多いことから工場排水以上に環境への負荷が大きく、下水道整備により適正な処理が行われる必要があります。

さらに、山林の表土が雨水と一緒に流れ出し深刻な河川の汚濁が発生しており、羽幌川を水源とする上水道に大きな影響を与えています。羽幌町の基幹産業である水産業にとっても、海水の水質汚濁が深刻な問題となっています。

森から海につながる水の流れを再認識し、川を通して海に流れ込む水をきれいにし、多くの生物が生息しやすい環境を取り戻すことが必要です。

目標

- ・ 森里川海のつながりについて、その意義の認識を広めます。
- ・ 川の実態を町民に周知することで家庭からの環境負荷を低減する努力を促し、河川の水質保全を推進します。
- ・ 河川の水質向上のため下水道の普及率の向上を図ります。

各主体の取り組み

- 住民**
- ・ 自然の循環を学び、家庭から川を汚さない生活を進めます。
 - ・ 公共下水道整備区域では、下水道への接続を進めます。
 - ・ 公共下水道未整備区域では、合併処理浄化槽を設置します。

- 事業者**
- ・ 自然の循環を学び、工場や事業所・農地等から川を汚さぬよう環境に配慮します。
 - ・ 公共下水道整備区域では、下水道への接続を進めます。
 - ・ 公共下水道未整備区域では、合併処理浄化槽を設置します。

- 町**
- ・ 環境団体や事業者と連携した川の活用や自然の循環を学ぶ機会づくりを増やします。
 - ・ 川の水質調査を今後も行い、実態を広く町民に明らかにし水質保全の必要性を周知します。
 - ・ 公共下水道への接続による水洗化の促進を図ります。
 - ・ 公共下水道未整備区域における合併処理浄化槽普及のため、助成制度の周知を図ります。

(6) 海の保全・活用

海には福寿川や羽幌川・築別川などを通じて、家庭からの生活雑排水や工場・事業所からの排水、農業排水等が流れ込みます。

さらに、森林崩壊が進み、雨水と一緒に大量の土砂が流れ出し、水産業に大きな影響を与えています。森から海につながる、自然の循環を再認識し、特に家庭からの生活雑排水が川を通じて海を汚す一因となっていることの認識を広め、豊かな海を取り戻すことが必要です。

その一方で、海岸部に大量のプラスチックごみが漂着していることも問題となっています。ごみの多くは生活用品や漁具であることから、不法投棄によるものがあると考えられます。

漂流ごみは海的美観を損ねるだけでなく、生態系に大きな影響を与え、ということを認識し、海を汚さないよう使い続ける必要があります。

目標

- ・ 森里川海のつながりについて、その意義の認識を広めます。
- ・ 海の実態を町民に周知することで家庭からの環境負荷を低減する努力を促し、海の水質保全を推進します。

各主体の取り組み

住民 ・ 自然の循環を学び、家庭から海を汚さない生活を進めます。
 ・ ごみを不法投棄しないための意識定着に向けた啓蒙活動を行います。

事業者 ・ 自然の循環を学び、工場や事業所・農地等から海を汚さぬよう環境に配慮します。
 ・ ごみを不法投棄しないための意識定着へ向けた啓蒙活動を行います。

観光客 ・ 地域のルールに沿ったごみの処分を行います。

町 ・ 環境団体や事業者と連携した自然の循環を学ぶ機会づくりを増やします。
 ・ 事業者との連携により、海の実態を広く町民に明らかにするための環境教育の講習会や啓発活動を実施し、水質保全の必要性を周知します。
 ・ 事業者と連携した体験観光メニューにより、海水浴だけではなく海と親しむ機会の定着を図ります。

基本方針3：事業活動の発展と環境の保全・活用・継承の両立をめざす

(1) 魅力ある農村・漁村づくり 豊かな自然を生かした産業

1 シーバードフレンドリー認証…海鳥をとりまく生態系の保全に繋がるような取組みや活動等について認証を行い、認証を受けた商品・製品などに付加価値が付くことをめざした仕組み。

平成28年度から環境省主導のもと「はぼろ域活(いきいき)海鳥の会」が発足し、地域住民、事業者、関連団体、行政からなるメンバーが認証制度をめざした話し合いが始まっている。

2 トレーサビリティシステム…食品の効率的なリスク管理を行い、生産・流通履歴情報の提供を容易にし、ひいては消費者の安心感を向上させるための仕組み。

生産者・食品加工業者・流通業者・販売業者等が一体となって取り組むことで、生産・流通履歴を確保できる。

食品事故を未然に防ぐことはもとより、事故発生時に履歴情報を追跡し原因を突き止めやすくする目的もある。

消費者の意識の変化から食の安全や環境を意識した農林漁業が大きく取りざたされ、それらが商品の付加価値となる時代になりました。これは、意識の高い消費者にとっては、価格だけが購買の基準でなくなりつつあることを意味しています。

地域の環境に配慮した事業等に対し「シーバードフレンドリー認証¹」を行い、ブランド化を図るなど、地域独自の取組みを進める必要があります。

また、より安全な食材を供給するとともに、羽幌町が環境を意識した食の発信地となるために、トレーサビリティシステム²の導入などを通して、有機・無農薬・低農薬等の農産物の生産を推進します。

目標

- ・環境保全と産業の両立を図ります。
- ・安全な食について消費者への啓発を行うとともに、その様な食材を提供します。
- ・地産地消・産消協働を推進します。
- ・地域資源を掘り起こし、再認識します。

各主体の取組み

住民 ・旬の時期に地域で採れたものの消費を継続します。

事業者 ・環境に配慮した事業方法を推進します。
・地産商品の提供を継続します。
・消費者のニーズを把握し、地産商品の販路拡大を図ります。

町 ・安全な食についての情報の提供、情報の発信を行います。



(2) エネルギー・資源の有効利用

私たちは限られた地球資源を分かち合いながら生活しなければなりません。従って、地球温暖化防止や資源の節約の面から、化石燃料に依存したエネルギー構造の転換の一環として、自然エネルギーの活用を図り、地域の資源を見直さなければなりません。

ただし、自然エネルギーの中には風力発電のように鳥類に影響を与える可能性がある指摘されているものもありますので、活用する場合には、周辺動植物への配慮が求められます。

目標

- ・自然エネルギー活用のための設備等を導入し、地域からエネルギー構造の転換をめざします。
- ・廃食油再燃料化・木質系バイオマス燃料¹の普及・促進を図ります。

¹ 木質系バイオマス燃料…薪、炭、チップ等、利用性が低いとされてきた木質材料を見直し、再生可能なエネルギーとしてとらえたもの。

各主体の取り組み

住民 ・自然エネルギーの積極的な導入を図ります。

事業者 ・自然エネルギーの積極的な導入を図ります。
・廃食油再燃料化・木質系バイオマス燃料の導入を図ります。

町 ・自然エネルギーに係る補助事業の利用促進に向けた情報の提供・発信を行います。
・家庭用太陽光発電装置やペレットストーブ等、環境に配慮した設備を積極的に導入できるよう補助を行います。

(3) 未開発の資源の利用

利用されていない地域固有の資源²に着目し、利活用に向けた調査を行います。

目標

- ・森林・海洋における未利用資源の調査により、新たな資源の利活用をめざします。

² 地域固有の資源…道内での比較的新しい事例として、羅臼の海洋深層水や、弟子屈の希少金属を含む温泉水などがある。

各主体の取り組み

事業者 ・地域資源の積極的な利活用を図ります。

町 ・地域の未利用資源の調査、情報の提供、情報の発信を行います。

(4) 自然を残しながらの開発

森林・河川・海洋は物質を循環しながらそれぞれが豊かな資源を擁していますが、特に森林資源は水資源や海洋資源の源であるため、地域から地球環境にまで大きな影響を与えます。従って、開発を行う場合でも、現在の良好な状態を維持し、従来の機能を持続できるような手法で開発していかなければなりません。

目標

- ・従来の自然環境の機能を持続できるような開発を行います。

各主体の取り組み

- 事業者** ・自然環境への影響の少ない事業方法を選択します。
- 町** ・従来の機能を持続できる開発手法に関する事例情報等の提供・発信を行います。

(5) 産業廃棄物等の発生抑制

羽幌町には大規模な工場などが少なく、一般に生活環境を阻害するような騒音・振動の大きな問題はない状況にあります。

今後も、悪臭や騒音・振動などの少ない快適な生活環境を確保するため、町民や事業者との連携を図りながら防止策を進め、事業者は地域環境に配慮した事業を行わなければなりません。

また、産業廃棄物等の不法投棄根絶のためにも、産業廃棄物等の発生抑制に取り組む必要があります。

目標

- ・公害の発生を未然に防止します。
- ・廃棄物の発生を抑制し、再利用等に努め、循環型社会の形成に貢献します。

各主体の取り組み

- 事業者** ・産業廃棄物の適正な処理を行います。
・法令を遵守し、公害の発生を未然に防止します。
- 町** ・必要に応じ、事業者へ廃棄物の発生抑制やゼロ・エミッション¹型事業に関する情報の提供・発信を行います。

1 ゼロ・エミッション…1994年に国連大学が提唱した、産業や地域全体として廃棄物を発生させないような考え方。

単にごみをリサイクルするだけでなく、ある産業の廃棄物(副産物)が別の産業の原料となる、といった連環をつくりだすことで、資源循環型社会を形作る上での一つの重要な考え方である。

基本方針4：ライフスタイルの見直しで環境負荷を減らす

地球温暖化や酸性雨、熱帯雨林の破壊、海洋汚染など地球環境問題の原因は、私たちのライフスタイルや経済活動に大きな要因があり、私たちの日常生活と密接に関連していると言えます。

未来の子どもたちに、より良い自然・地球環境を残すために、地域レベルで環境保全の実践活動を進めていくことが大切です。

日本では高度経済成長時代に、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会風潮やライフスタイルが定着し、日常生活や経済活動において、電気・ガス・石油などのエネルギー・資源を大量に消費するとともに、ごみや廃棄物を大量に出すようになりました。

その後の低成長期においても、大量消費のライフスタイルの大幅な改編は進んでいませんが、各種法制度が整備され、新たなライフスタイルの確立の下地づくりが進んでいるところです。

環境への負荷の少ない循環型の社会を構築していくために、家庭や工場、事業所、学校、公共施設などにおいて、節電・節水・節約などの省エネルギー・省資源に合わせ、再利用等を徹底したライフスタイルや経済活動の実施の励行が求められます。

また、再生資源を使用しているなど、環境に配慮した製品の購入(グリーン購入¹)を進めたり、ごみの減量化に努めるとともに、ごみを資源として再利用する循環型システムについて、より一層の充実が必要です。

1 グリーン購入…環境負荷の少ない製品を積極的に購入すること。
グリーン購入法では、国、地方自治体、事業者、国民の責務として、グリーン購入に努めることなどが定められている。

(1) 地球温暖化防止

地球温暖化は、異常気象による農業被害、海面上昇による国土の消失・浸水被害など、世界規模で数多くの悪影響を与えられていると考えられており、現に我が国でも気候変動や異常気象が観測されています。

COP21で締結されたパリ協定に基づく二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減や、CO₂吸収源となる森林の増加を図るなど、世界規模での取り組みが必要です。

目標

- ・日常生活・事業活動による温室効果ガスの更なる排出抑制など、地域の取り組みから地球環境への負荷の削減を図ります。

各主体の取り組み

住民 ・電気やガス、灯油などの節約を積極的に進めます。

事業者 ・温室効果ガスを出しにくい施設・装置等に切り換え、**カーボン・オフセット²**への取り組みを推進します。
・事業所等における電気やガス、灯油などの使用を必要最小限に抑制します。

2 カーボン・オフセット…日常生活や企業活動などにおいて避けることが出来ないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るように努め、どうしても排出される温室効果ガスの埋め合わせとして、他の取り組みで排出量を減らすこと。

- 町**
- ・「羽幌町役場地球温暖化対策実行計画」に基づき、町の事務、事業における温室効果ガス排出抑制を進めます。
 - ・温室効果ガス排出抑制のための情報提供を継続します。
 - ・町の公用車や機械、設備等の導入に際しては、ハイブリッド車の導入など、環境へ配慮します。

(2) 河川・海域の水質悪化防止

1 規制…「水質汚濁防止法」により、規制の対象となる施設と排水基準が定められている。

また同法では国民の責務として、河川や沿岸海域等の水質保全のため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけ、国や自治体による生活排水対策に協力することが定められている。

工場排水の水質については、我が国では厳しい規制¹が行われています。一方、家庭からの生活雑排水による海域の水質悪化は漁場の荒廃につながり、羽幌町の基幹産業の一つである水産業が大きな影響を受ける可能性があります。

生活雑排水を排出している私たち自身の生活を変え、汚濁負荷を抑えたライフスタイルを広げる取り組みを進めなければなりません。

目標

- ・家庭からの生活雑排水や事業所からの排水は基準を遵守して排出し、河川・海域の水質悪化を防ぎます。

各主体の取り組み

- 住民**
- ・家庭からの汚れた排水をできるだけ少なくし、生活雑排水の汚濁負荷量を低く抑えます。
 - ・公共下水道整備区域では、下水道への接続を進めます。
 - ・公共下水道未整備区域では、合併処理浄化槽の設置を進めます。

- 事業者**
- ・事業所からの排水は基準を遵守することはもとより、自主的な汚濁負荷量の低減を図ります。
 - ・公共下水道整備区域では、下水道への接続を進めます。
 - ・公共下水道未整備区域では、合併処理浄化槽の設置を進めます。

- 町**
- ・河川・海域の水質調査および調査結果の周知を図ります。
 - ・公共下水道への接続による水洗化の促進を図ります。
 - ・公共下水道未整備区域における合併処理浄化槽普及のため、助成制度の周知を図ります。

(3) ごみ・廃棄物問題

ごみの有料化などで、ごみの不法投棄が非常に増えています。その防止と廃棄物の再資源化を促進するため、家電・自動車リサイクル法¹²が施行されました。

しかし、郊外の人目に付きにくい場所を選んで、家電製品や自動車部品等を廃棄する悪質な例や、資源回収のためのシステムが出来上がり無料で収集されているにも関わらず、プラスチックごみや缶・ビン類が無造作に道端などに捨てられている現状が見られます。

このような不法投棄は景観を阻害するだけでなく、沿道の草刈り作業の際に作業者のけがを誘発するなど実被害も生じています。

このような違法行為を行わないことは当然ですが、家庭からのごみをできるだけ減らすことも重要です。古くなったてんぷら油から手作りせっけんをつくり利用するなど、これまで「羽幌環境会議」が普及を推進してきたような、家庭でできるリサイクルへの積極的な取り組みの継続が求められます。

目標

- ・ごみの分別マナーや廃棄物についての実態を周知し、町民の環境意識を高めます。
- ・再利用・リサイクルを推進し、資源ごみ回収運動やごみの減量化を図ります。
- ・不法投棄、野焼きの撲滅とごみ出しマナーの徹底のため、環境教育を推進します。

各主体の取り組み

- 住民**
- ・資源回収に参加し廃棄物を減量化します。
 - ・ごみ出しマナー、ルールを遵守し、分別収集に協力します。
 - ・ごみとなる過剰包装を避けて商品のばら売り等を行っている小売店を積極的に利用します。
 - ・マイバッグを利用してレジ袋をもらわないなど、ごみの減量活動に取り組みます。
 - ・ごみ拾い等のボランティア活動に積極的に参加します。
 - ・不法投棄をしません。

1 家電リサイクル法…法の施行前までは市町村が処理してきたが、処理が困難かつ資源としての重要性が高いエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機について、使用者が廃棄処分する際にその費用を支払うことが定められている。

2 自動車リサイクル法…従来、使用済み自動車(廃車)は、解体業者等が売買を通じリサイクルや廃棄処分の役割を担ってきたが、産廃の最終処分場の残余容量が不足したり、鉄スクラップ価格が低迷した結果、使用済み自動車の野積みや不法投棄の増加が懸念された。これに加え、エアコンのフロン類とエアバッグを適正に処理するための新たな制度が必要となり、使用者によるリサイクル料金の支払義務、関連業者の役割分担が定められた。

これらの法律により体制が整備されることで、リサイクル技術や社会全体の環境保全意識の向上が期待される。

事業者

- ・資源回収に参加し廃棄物を減量化します。
- ・ごみ出しマナー、ルールを遵守し、分別収集に協力します。
- ・商品のばら売りや量り売りなど、ごみの発生を減らす工夫をします。
- ・一般廃棄物、産業廃棄物の区分に基づき、適正な処理を行います。

観光客

- ・住民と同様に、ごみを投げ捨てず、決められた方法でごみを処分します。

町

- ・ごみの分別収集による資源化を図り、環境への負荷軽減を図ります。
- ・ごみの不法投棄が疑われる土地でのパトロールを継続するほか、注意喚起の看板や監視カメラを設置などの処置を実施します。
- ・再利用・リサイクルによる廃棄物の減量に関する活動を支援します。
- ・環境教育の講習会等を継続・充実し、ごみの適切な処理に関する環境マナーの向上・定着を図ります。
- ・廃棄物を不法投棄しない遵法意識の定着のため、町民や事業者、観光客に向けて啓蒙・啓発を行います。



(4) 公園や遊歩道等の自然と親しめる空間づくり

羽幌の市街地周辺には林や森が多くありますが、自然と親しむことが出来るよう遊歩道が整備された所はほとんどありません。町民や観光客が気軽に自然と親しむことの出来る遊歩道や公園、自然に親しみ生き物とふれあうことの出来る空間、川や山が求められています。そのため、既存の公園や遊歩道に連携を持たせ緑の回廊として整備することが必要です。

そのような空間をつくり出すと共に、緑のある場所の活用促進など、身近な緑の保全・創造を推進します。

目標

- ・ 緑の回廊・遊歩道の整備により気軽に自然と親しめる空間づくりをめざします。
- ・ 町民や事業者の参加のもと、ビオトープやフットパス¹の維持・整備・活用をめざします。
- ・ 公園整備等のボランティアへの支援を行います。
- ・ 子どもから高齢者までが公園づくりや維持・管理活動に関われるような、世代間・地域交流の場づくりをめざします。

¹ フットパス…森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径(こみち)。
[日本フットパス協会]
イギリスでは「公衆の歩く権利が設定された歩道」が20 数万 km(地球約6周分)にわたって張り巡らされている。

各主体の取り組み

住民

- ・ フットパスの維持・整備・活用に協力します。
- ・ ビオトープをはじめとした自然環境の保全・維持活動への積極的な協力を行うとともに、お互いに参加の呼びかけを行います。
- ・ ボランティアとして、バラ園等の整備に協力します。
- ・ まちなか景観の向上のため、家の庭に花や樹木を植えるなどの緑化を図ります。

事業者

- ・ フットパスの維持・整備・活用への協力を行うとともに、利用促進を図るための情報提供を進めます。
- ・ 町民の一員として公園等の建設・維持管理を支援します。
- ・ ビオトープをはじめとした自然環境の保全・維持活動への協力を行います。

町

- ・ 観光客や町民が親しめる緑の回廊の整備を図ります。
- ・ フットパスの維持・整備・活用をめざし、町民や事業者への呼びかけを行います。
- ・ ばらボランティアをはじめとした、ボランティア活動の周知と参加促進へ向けた呼びかけを行います。
- ・ まちなかの緑を増やすため、花や樹木の苗を提供するなど美化への取り組みを行います。
- ・ ビオトープや公園の建設を自らの手で行っている民間団体等の活動を支援します。

(5) 環境教育の推進

環境意識を持ち、自ら考え行動することのできる町民を増やしていくために、家庭、地域、学校、事業所、各団体などの多くの場で環境教育を行う必要があります。

また、様々な場所や機会を通じて、環境保全のための取り組みを指導し普及させ、環境保全活動を広げることのできるリーダーの育成が必要です。

目標

- ・ 環境教育を推進し、町全体の環境マナーの向上をめざします。
- ・ 環境保全活動の将来を見据え、担い手の育成を図ります。
- ・ 環境教育に関する地域の指導者を創出・育成します。
- ・ 町全体の環境教育の普及で循環型社会の形成をめざします。

各主体の取り組み

住民

- ・ 環境教育の講習会等へ積極的に参加し、周りの住民にも参加を促します。
- ・ 環境団体や官民連携による取り組み活性化に参加し、町の環境特性に則した環境意識・環境問題に対する知識を向上させます。

事業者

- ・ 住民と同様、事業者・教職員においても環境意識・環境問題に対する知識を向上させます。

町

- ・ 幼少期から将来にわたって理解しやすく、かつ興味を持てる内容の環境教育の充実を図ります。
- ・ 環境保全活動の担い手の育成を図ります。
- ・ 現在行っている子ども自然教室等の事業の充実強化をはかり、自然環境の大切さを学ぶ環境教育を進めます。
- ・ 文化公演や社会教育事業等を利用し環境教育を取り入れた事業を行い、町民への周知を図ります。
- ・ 環境に係る取り組みと連携した指導者育成を実施します。
- ・ 環境教育は家庭からと考え、親・大人のための環境教育の講習会を実施します。
- ・ 北海道海鳥センターや地元の環境団体等と連携した総合的学習事業等環境保全・活用に関わる事業の積極的な取り組みを行います。

(6) 環境意識を持った町民の育成

環境教育を推進する中で、環境意識を持ち自ら考え行動することのできる町民が増えていくことが、羽幌町のめざす環境の実現への近道です。そのためには、普段の生活から環境のことを考えて行動する、羽幌型のスローライフ¹の考え方を普及させる必要があります。

1 スローライフ…p.72 “ところで、スローライフってなんでしょう?”を参照。

目標

- ・スローライフ運動を推進します。
- ・グリーンコンシューマー²の育成を進めます。
- ・環境まちづくりのための意識づくりを図ります。

2 グリーンコンシューマー…p.72 “グリーンコンシューマー的買い物の仕方”を参照。

各主体の取り組み

住民 ・スローライフやグリーンコンシューマーの考えを理解・実践し、同じ考えの人を増やします。

事業者 ・スローライフやグリーンコンシューマーの考えを理解し、その考えに沿った事業を行います。

町 ・スローライフやグリーンコンシューマーの考え方を普及し、普及を図る町民団体等を支援します。
 ・町民が普段の生活の中から環境を意識し、環境を保全するまちづくりを行うよう普及啓発活動を促進します。



基本方針5：環境に配慮した行政運営を進める

(1) 事業の見直し

町が行う事業で自然環境に甚大な影響を与えないよう、工事等を行う際には環境保全を優先する手法を積極的に採用するなど、環境に配慮した行政運営・事業を推進します。

目標

- ・環境に配慮した事業を推進します。
- ・環境に配慮した工事手法等を選択します。

各主体の取り組み

事業者 ・環境に配慮した工事手法を実施します。

- 町**
- ・行政が自ら行う事業で環境破壊や甚大な影響を与えないよう環境に配慮した事業を推進します。
 - ・町が行う公共事業において環境を優先する工事手法の選択を行います。

(2) 住民・事業者が参加しやすい仕組みづくり

環境教育やごみ資源の回収システムなど、町民や事業者が参加しやすく、取り組みやすい仕組みづくりを進めます。

目標

- ・各種支援制度の整備により、環境に関する施策・活動に住民・事業者が参加しやすい仕組みを整備します。
- ・教育課程や世代に応じた環境教育を、連携的に取り組みます。
- ・**エコショップ¹**を増やす等、ごみ減量化の仕組みづくりを進めます。
- ・現在回収していない資源ごみの収集を行うなど、回収システムを改善します。

¹ エコショップ…簡易包装等によるごみ減量化や、再生品の積極的な販売等、リサイクルの推進・環境負荷の低減に取り組む小売店。

各主体の取り組み

住民 ・環境に関する施策・活動に積極的に参加します。

事業者 ・町・町民の活動に協力します。

- 町**
- ・連携的な環境教育の実施を推進します。
 - ・ごみ減量化の仕組みづくりを進めます。
 - ・現在回収していない資源ごみの再利用を進めます。

(3) スローライフ運動の支援

第6章に定める「みんなで取り組む行動指針(スローライフ計画)」に定めるスローライフ運動¹について町を挙げて取り組み、羽幌町のめざす環境の早期実現を図ります。

¹ スローライフ運動…p.72
参照

目標

- ・スローライフ運動に取り組む町民や町民団体の活動への支援を行い、スローライフの普及・定着を目指します。
- ・事業者・産業団体等との協議に基づき支援を行い、スローライフの普及のための連携を図ります。

各主体の取り組み

- 住民** ・スローライフを理解し、環境に配慮された商品を使用するなどの取組みを積極的に実践します。
- 事業者** ・スローライフを理解し、支援します。
- 町** ・町民団体の活動を支援します。
・スローライフ運動を普及・推進し、町民のスローライフにつながるイベントを実施します。

(4) 組織改革

環境関係事務²を集約し組織化することで、効果的な環境行政を目指します。

² 環境関係事務…羽幌町の場合、自然環境、生活環境、鳥獣保護、自然公園等の分野に分かれている。

目標

- ・海鳥センター友の会や住民、事業者、環境団体等の協力のもと、北海道海鳥センターが環境に関する窓口の中心となって、羽幌町のめざす環境の実現を促進します。

各主体の取り組み

- 住民** ・北海道海鳥センターの取組みに協力します。
- 事業者** ・北海道海鳥センターの取組みに協力します。
- 町** ・海鳥センター友の会や住民、事業者、環境団体等の協力のもと、北海道海鳥センターが環境に関する窓口の中心となって、情報提供や施策を実施します。

(5) 国や他の自治体等との協力

広域にわたる環境問題について適切に対処するためには、国や他の自治体等との連携・協力を維持した中で、環境保全施策を進める必要があります。

目標

- ・国や他の自治体、団体と連携・協力の上、環境問題について適切に対処します。

各主体の取り組み

- 町** ・国や他の自治体、民間団体、国際機関等と連携・協力を充実に、環境問題の解決を図ります。

基本方針6：観光客の協力を得て自然環境への負荷を減らす

(1) 持続可能な利用

観光客が環境に及ぼす影響を最小限に抑えるためには、地域社会の一構成員として自覚と責任を持ってもらえるような事前研修やPRが重要です。

目標

- ・地域の自然を壊さずに利用するという自覚と責任を持った観光を継続します。

各主体の取り組み

- 事業者** ・観光客への事前説明等の注意喚起を行います。
・引率時、観光客が環境に影響のある行動をした場合、責任を持った注意等を行います。

- 観光客** ・地域社会の一構成員としての自覚と責任を持ち、環境に影響の少ない観光を行います。
・ごみ出しマナーを遵守します。

- 町** ・観光事業者や旅館事業者など観光客を引率する前に事前研修や観察前の注意喚起等を行うことが出来るような研修会等を実施します。
・各施設やホームページ等での注意喚起を行います。
・観光パンフレット等で環境保全をしながら観光するようPRを行います。

(2) 環境負荷の軽減

町民はもとより、観光客がごみ投棄や動植物の盗掘や違法採取を行わないように注意喚起を行います。

目標

- ・観光マナーの徹底と注意喚起を行い、観光地での環境負荷を軽減します。

各主体の取り組み

- 事業者**
- ・観光客への事前説明等による注意喚起を行います。
 - ・引率時、観光客が環境に影響のある行動をした場合、責任を持って注意等の行動を起こします。
 - ・必要に応じてパトロール等の取り締まりに協力します。

- 観光客**
- ・地域社会の一構成員としての自覚と責任を持ち、環境に影響の少ない観光を行います。
 - ・ごみ出しマナーを遵守します。

- 町**
- ・各施設やホームページ等での注意喚起を行います。
 - ・観光パンフレット等で環境保全をしながら観光するようPRを行います。
 - ・必要に応じ、パトロール等の取り締まり体制をとります。

